

Q4-1.台湾の会計規定について教えてください。

台湾の会計規定には、政府機関代表、学者、経済団体代表、会計士などから構成される民間団体「財団法人中華民国会計研究発展基金会」が作成している財務会計準則公報と同会発行の通達類があります。かつては、米国基準を規範として作成されていましたが、最近はむしろ国際会計基準(IAS: International Accounting Standards)に若干の調整を加えたものを導入しており、国際会計基準へ近づいてきているといえます。

台湾の会計基準の中核をなす財務会計準則公報には、現在以下のものがあります。

- 第1号 財務会計概念の構築および財務諸表の作成
- 第2号 リース会計処理基準
- 第3号 利息の資産化の会計処理基準
- 第5号 持分法および長期持分投資の会計処理基準
- 第6号 関係者間取引の開示
- 第7号 連結財務諸表
- 第8号 会計上の変更および前期損益修正の処理基準
- 第9号 偶発債務および後発事象の処理基準
- 第10号 棚卸資産の会計処理基準
- 第11号 長期請負工事契約の会計処理基準
- 第12号 所得税控除の会計処理基準
- 第14号 外貨換算の会計処理基準
- 第15号 会計方針の開示
- 第16号 財務予測の作成要領
- 第17号 キャッシュ・フロー計算書
- 第18号 退職給付会計処理基準
- 第19号 創業期間の会計処理基準
- 第22号 所得税の会計処理基準
- 第23号 中間財務諸表の表示および開示
- 第24号 1株当たり利益
- 第25号 企業合併—パーチェス法の会計処理
- 第28号 銀行財務諸表の開示
- 第29号 政府援助の会計処理基準
- 第30号 自己株式会計処理基準
- 第31号 ジョイントベンチャーの会計処理基準
- 第32号 収入の認識の会計処理基準
- 第33号 金融資産の移転および負債の消滅の会計処理
- 第34号 金融商品の会計処理基準
- 第35号 資産の減損の会計処理基準
- 第36号 金融商品の表示および開示

第37号 無形資産の会計処理基準

第38号 売却予定の非流動資産および営業停止部門の会計処理 基準

第39号 株式報酬取引の会計処理基準

第40号 保険契約の会計処理基準

第 41 号 営業単位セグメント情報の開示

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。